

閣議議事録等作成・公開制度検討チームの開催について

平成 24 年 7 月 6 日
内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

閣議、閣僚懇談会及び閣僚会議の議事録等の作成及び一定期間経過後に公開する制度について検討を行うため、閣議議事録等作成・公開制度検討チーム（以下「検討チーム」という。）を開催する。

2. 構成

(1) 検討チームの構成は次のとおりとする。ただし、共同座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

共同座長 副総理兼内閣府特命担当大臣（公文書管理担当）
内閣官房長官

構成員 内閣官房副長官（事務）
内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
共同座長の指名する有識者

(2) 検討チームの事務局長は、構成員のうち内閣府副大臣とする。

3. 作業チーム

(1) 検討チームは、必要に応じ、専門的事項に係る調査検討を行うため作業チームを開催することができる。

(2) 作業チームの座長、構成員等は、共同座長が指名する。

4. 庶務

検討チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、共同座長が定める。

検討チーム構成員

副総理兼内閣府特命担当大臣（公文書管理担当）

- ・岡田 克也

内閣官房長官

- ・藤村 修

内閣官房副長官（事務）

- ・竹歳 誠

内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣

- ・中塚 一宏（公文書管理担当）

総務大臣の指名する総務副大臣

- ・大島 敦（情報公開制度担当）

共同座長の指名する有識者

- ・宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- ・梶田信一郎（前内閣法制局長官）
- ・加藤 陽子（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
- ・小早川光郎（成蹊大学法科大学院客員教授）
- ・長谷部恭男（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- ・御厨 貴（放送大学教授、東京大学名誉教授）
- ・三宅 弘（弁護士）

（有識者は50音順）